

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ・

被告 国

準備書面(1)

令和元年12月19日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人

川 端 裕 子

湯 峯 奈 々 子

大 槻 茂 樹(代)

石 川 直 人(代)

秋 永 大 輔(代)

星 野 吉 広(代)

橋 山 政 博(代)

第1	原告の出入国在留状況等（全体として乙第1号証）	4
1	原告の身分事項	4
2	原告の出入国在留状況	4
3	原告の難民認定手続	6
4	原告が提起した行政訴訟について	7
第2	関係法令の定め	7
1	法の定め	7
2	処遇規則（乙第3号証）の定め	8
3	隔離要領（乙第4号証）の定め	9
4	戒具の使用要領について（通達）（乙第5号証及び乙第6号証）	10
第3	本件の事実経過等	10
1	東京入管収容場における原告の収容状況について	10
2	東日本センターにおける平成29年2月2日以降の原告の収容状況について	10
3	本件制圧及び本件隔離の状況等について（全体として乙第10号証）	14
4	原告の平成31年1月21日付け不服申出について	17
第4	被告の主張	17
1	事案の概要	17
2	国賠法1条1項の違法	17
3	東日本センターの処遇状況	18
4	入国警備官から暴行を受けたとの原告の主張に理由がないこと（原告の主張①に対する反論）	19
5	本件隔離が根拠を欠く違法なものである旨の原告の主張に理由がないこと（原告の主張②に対する反論）	22
6	本件不服申出に対する措置に係る原告の主張に理由がないこと（原告の主張③に対する反論）	25

第5 結語

26

被告は、本準備書面において、原告の出入国在留状況等（後記第1）、関係法令の定め（後記第2）及び本件の事実経過（後記第3）を述べた上、被告の主張（後記第4）を明らかにする。

第1 原告の出入国在留状況等（全体として乙第1号証）

1 原告の身分事項

原告は、1979年2月27日に出生したトルコ国籍を有する外国人男性である。

2 原告の出入国在留状況

- (1) 原告は、平成19年5月10日、関西国際空港に到着し、大阪入国管理局関西空港支局入国審査官から、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）所定の在留資格を「短期滞在」、在留期間を「90日」とする上陸許可を受けて本邦に入国した。
- (2) 原告は、在留期間の更新又は変更を受けることなく、同年8月8日を超えて本邦に不法残留した。
- (3) 警視庁高井戸警察署警察官は、平成20年4月17日、原告を入管法違反（不法残留）の被疑事実に係る現行犯人として逮捕した。
- (4) 東京入国管理局（現在の東京出入国在留管理局。以下、東京出入国在留管理局及び東京入国管理局を「東京入管」という。）主任審査官は、同月25日、原告が入管法24条4号ロに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとして、收容令書を発付した。
- (5) 原告は、同月28日、東京地方検察庁において、前記(3)に係る事件について、公訴を提起しない処分を受け、東京入管入国警備官は、同日、前記(4)の收容令書を執行して、原告を東京入管收容場に收容した。
- (6) 東京入管入国審査官は、同年5月1日及び同月16日、原告について違反審査をし、同日、原告が入管法24条4号ロに該当し、かつ、出国命令対象

者に該当しない旨の認定をし、原告にその旨を通知したところ、原告は、同日、特別審理官の口頭審理を請求した。

(7) 東京入管特別審理官は、同月29日、原告の口頭審理を行い、その結果、同日、前記(6)の認定に誤りがない旨の判定をし、原告にその旨を通知したところ、原告は、同日、法務大臣に対し異議の申出をした。

(8) 入管法69条の2（平成30年法律第102号による改正前のもの）に基づき法務大臣から権限の委任を受けた東京入国管理局長（以下「東京入管局長」という。）は、同年6月16日、前記(7)の異議の申出には理由がない旨の裁決をし、東京入管主任審査官は、同日、原告に対してその旨を通知するとともに、退去強制令書（乙第2号証。以下「本件退令」という。）を発付した。東京入管入国警備官は、同日、本件退令を執行し、原告を引き続き東京入管収容場に収容した。

(9) 東京入管入国警備官は、同年7月1日、原告を東日本センターへ移収した。

(10) 東日本センター所長は、平成21年1月19日、原告を仮放免した。

(11)

(12)

(13) 東京入管入国警備官は、平成22年1月18日、原告を東日本センターへ移収した。

(14) 東日本センター所長は、同年8月18日、原告を仮放免した。

(15)

(16)

[REDACTED]

(17) [REDACTED]

(18) [REDACTED]

(19) [REDACTED]

(20) 東京入管入国警備官は、平成29年2月2日、原告を東日本センターへ移収した。

(21) 東日本センター所長は、令和元年8月2日、原告を仮放免した。

(22) 東京入管入国警備官は、同月16日、本件退令を執行して、原告を東京入管収容場に収容し、同日、東日本センターへ移収した。

(23) 東日本センター所長は、同年10月25日、原告を仮放免した。

(24) 東京入管入国警備官は、同年11月7日、本件退令を執行して、原告を東京入管収容場に収容し、同日、東日本センターへ移収した。

原告は、現在、東日本センターに収容中である。

3 原告の難民認定手続

(1) 原告は、平成19年12月27日、法務大臣に対し、1回目の難民認定申請をした。

(2) 原告は、平成20年6月16日、前記(1)の難民認定申請について不認定とする処分の通知を受け、同日、法務大臣に対し、同不認定処分について異議申立てをした。

(3) 原告は、平成22年1月4日、前記(2)の異議申立てには理由がない旨の通知を受けた。

(4) 原告は、同月7日、法務大臣に対し、2回目の難民認定申請をした。

(5) 原告は、平成23年4月18日、前記(4)の難民認定申請について不認定と

する処分の通知を受け、同日、法務大臣に対し、同不認定処分について異議申立てをした。

(6) 原告は、平成27年3月4日、前記(5)の異議申立てには理由がない旨の通知を受けた。

(7) 原告は、平成28年5月24日、法務大臣に対し、3回目の難民認定申請をした。

(8) 原告は、平成30年8月24日、前記(7)の難民認定申請について不認定とする処分の通知を受けた。

(9) 原告は、同年10月18日、法務大臣に対し、4回目の難民認定申請をした。

4 原告が提起した行政訴訟について

(1) 原告は、平成22年4月1日、前記3(2)の難民不認定処分の取消しを求める訴えを提起したが、東京地方裁判所は、平成23年5月25日、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

(2) 原告は、同年6月2日頃、前記(1)の判決について、東京高等裁判所に控訴したが、東京高等裁判所は、同年10月19日、原告の控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。

(3) 原告は、平成31年2月24日、前記3(8)の難民不認定処分について、平成30年8月14日付けで東京入管局長がした在留特別許可をしない処分の取消しを求める訴えを提起した（御庁平成31年（行ウ）第75号）。

(4) 原告は、令和元年8月15日、仮放免の延長許可の義務付けを求める訴え、及び仮に仮放免の延長許可の義務付けを求める申立てを提起した（御庁令和元年（行ウ）第407号、同（行ク）第209号）。

第2 関係法令の定め

1 法の定め

入管法61条の7は、第1項で「入国者収容所又は収容場（以下「入国者収容所等」という。）に収容されている者（以下「被収容者」という。）には、入国者収容所等の保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならない。」と規定した上、第6項で「前各項に規定するものを除く外、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。」と規定する。

2 処遇規則（乙第3号証）の定め

(1) 処遇規則7条1項は、「収容所等（引用者注：入国者収容所又は収容場〔処遇規則1条〕。以下同じ。）の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）は次のとおりとする。」「一 逃走し、又は逃走することを企てないこと。」「二 自損行為をし、又はこれを企てないこと。」「三 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。」「四 他人に対する迷惑行為をしないこと。」「五 収容所等の設備、器具その他の物を損壊をしないこと。」「六 許可を得ないで、外部の者との物品の接受をしないこと。」「七 凶器、発火物その他の危険物を所持、使用しないこと。」「八 職員の職務執行を妨害しないこと。」「九 整理整頓及び清潔の保持に努めること。」を掲げ、同条3項において、「所長等（引用者注：入国者収容所長及び地方出入国在留管理局長〔処遇規則2条〕。以下同じ。）は、新たに収容される者を収容所等に収容するときは、遵守事項をあらかじめその者に告知しなければならない。」と規定し、同条4項において、「入国警備官は、被収容者に対し、遵守事項を遵守させるため必要な指導を行うことができる。」と規定する。

(2) 処遇規則17条の2は、被収容者が処遇規則7条に定める遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、入国警備官は、「その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。」と規定する。

- (3) 処遇規則18条1項は、所長等は、被収容者が、「一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。」、「二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。」、「三 自殺又は自損すること。」に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離できる旨規定する。
- (4) 処遇規則19条1項は、所長等は、被収容者が、「一 逃走すること。」、「二 自己又は他人に危害を加えること。」、「三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。」に該当する行為をするおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対して戒具を使用させることができる旨規定している。
- (5) 処遇規則20条1項1号は、戒具の種類の一つとして、「第一種手錠」を規定する。
- (6) 処遇規則41条の2第1項は、「被収容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があった日から7日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。」と規定し、同条2項は、「所長等は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があった日から14日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により前項の規定による申出をした者（以下「不服申出人」という。）に通知しなければならない。」と規定する。
- (7) 処遇規則第41条の4は、「所長等は、第41条の2第1項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は出入国在留管理庁長官が前条第一項の異議の申出が理由があると裁決したときは、その申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置をとるものとする。」と規定する。

3 隔離要領（乙第4号証）の定め

隔離要領は、処遇規則18条に規定する隔離を適正に行うために定められた

ものであるところ、隔離要領8項「保護室へ収容する場合の留意事項」は、「被収容者の隔離に当たり、保護室（入国者収容所及び地方入国管理局に設置されている単独室のうち、被収容者の生命・身体の保護及び鎮静並びに収内の秩序維持等を目的として、室内の突起物を極力排し内壁を柔らかい木製等としている隔離のための居室をいう。）へ収容する場合は、健康状態等心身に対する影響に配意し、特に次の事項を厳守しなければならない。」とした上、留意事項を定めている。

4 戒具の使用要領について（通達）（以下「戒具の使用要領」という。）（乙第5号証及び乙第6号証）

戒具の使用要領は、処遇規則19条及び20条に規定する戒具の使用を適正に行うために定められたものであり、入国警備官が、被収容者に対して戒具を使用する際の使用手順等を定めている。

第3 本件の事実経過等

1 東京入管収容場における原告の収容状況について

原告は、東京入管収容中の平成28年5月15日から平成29年2月2日までの間に、合計5回、隔離措置（処遇規則18条）を受け、合計3回、制止等の措置（処遇規則17条の2）を受けた（乙第7号証）。

2 東日本センターにおける平成29年2月2日以降の原告の収容状況について

(1) 隔離措置（処遇規則18条）

ア 原告は、平成29年2月25日、入国警備官の職務執行に反抗したため、単独室に隔離された（乙第8号証の1）。

イ 原告は、平成29年3月16日、入国警備官の職務執行に反抗したため、単独室に隔離された（乙第8号証の2）。

ウ 原告は、平成29年6月11日、他の被収容者に暴行したため、単独室に隔離された（乙第8号証の3）。

- エ 原告は、平成29年6月13日、入国警備官に暴行したため、単独室に隔離された（乙第8号証の4）。
- オ 原告は、平成29年9月21日、入国警備官の職務執行に反抗したため、単独室に隔離された（乙第8号証の5）。
- カ 原告は、平成29年10月17日、入国警備官の職務執行に反抗したため、単独室に隔離された（乙第8号証の6）。
- キ 原告は、平成30年8月15日、入国警備官の職務執行を妨害したため、単独室に隔離された（乙第8号証の7）。
- ク 原告は、平成30年12月1日、東日本センターの器物を損壊したため、単独室に隔離された（乙第8号証の8）。
- ケ 原告は、平成31年1月19日、入国警備官の職務執行を妨害するとともに、入国警備官に暴行したため、保護室に隔離された（乙第8号証の9。以下「本件隔離」という。）。
- コ 原告は、平成31年1月30日、入国警備官に暴行したため、単独室に隔離された（乙第8号証の10）。
- サ 原告は、令和元年6月22日、自損行為をしたため、単独室に隔離された（乙第8号証の11）。
- シ 原告は、令和元年6月24日、入国警備官に暴行したため、単独室に隔離された（乙第8号証の12）。
- ス 原告は、令和元年7月5日、自損行為をしたため、単独室に隔離された（乙第8号証の13）。
- セ 原告は、令和元年8月19日、入国警備官の職務執行に反抗したため、単独室に隔離された（乙第8号証の14）。
- ソ 原告は、令和元年9月22日、自損行為をしたため、単独室に隔離された（乙第8号証の15）。
- タ 原告は、令和元年11月7日、入国警備官の職務執行に反抗したため、

単独室に隔離された（乙第8号証の16）。

(2) 中止命令及び制止措置（処遇規則17条の2）

ア 原告は、平成29年2月16日、他の被収容者に対し危害を加えようとしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の1）。

イ 原告は、平成29年4月28日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の2）。

ウ 原告は、平成29年4月29日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の3）。

エ 原告は、平成29年4月29日、他の被収容者に対する迷惑行為をし、入国警備官の職務執行を妨害したため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の4）。

オ 原告は、平成29年5月10日、他の被収容者に対し危害を加えようとしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の5）。

カ 原告は、平成29年6月4日、他の被収容者に対し危害を加えようとしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の6）。

キ 原告は、平成29年6月5日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の7）。

ク 原告は、平成29年8月23日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の8）。

ケ 原告は、平成29年8月24日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の9）。

コ 原告は、平成29年9月5日、他の被収容者に対し危害を加えようとしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の10）。

サ 原告は、平成29年9月21日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の11）。

シ 原告は、平成30年3月10日、他の被収容者に対する迷惑行為をした

- ため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の12）。
- ス 原告は、平成30年5月8日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の13）。
- セ 原告は、平成30年6月12日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の14）。
- ソ 原告は、平成30年6月12日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の15）。
- タ 原告は、平成30年6月13日、入国警備官の職務執行を妨害したため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の16）。
- チ 原告は、平成30年8月7日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の17）。
- ツ 原告は、平成30年8月21日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の18）。
- テ 原告は、平成30年10月10日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の19）。
- ト 原告は、平成30年10月21日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の20）。
- ナ 原告は、平成30年11月2日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の21）。
- ニ 原告は、平成30年11月4日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の22）。
- ヌ 原告は、平成30年11月4日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の23）。
- ネ 原告は、平成30年11月5日、他の被收容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の24）。
- ノ 原告は、平成30年12月1日、他の被收容者に対する迷惑行為をした

ため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の25）。

ハ 原告は、平成31年4月6日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の26）。

ヒ 原告は、令和元年6月22日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の27）。

フ 原告は、令和元年6月24日、入国警備官の職務執行を妨害したため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の28）。

ヘ 原告は、令和元年6月28日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の29）。

ホ 原告は、令和元年8月24日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の30）。

マ 原告は、令和元年8月30日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の31）。

ミ 原告は、令和元年10月2日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の32）。

ム 原告は、令和元年11月20日、他の被収容者に対する迷惑行為をしたため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の33）。

メ 原告は、令和元年11月26日、他の被収容者に対する迷惑行為をし、入国警備官の職務執行を妨害したため、入国警備官から制止等の措置を受けた（乙第9号証の34）。

3 本件制圧及び本件隔離の状況等について（全体として乙第10号証）

(1) 原告は、平成30年11月7日、東日本センターにおいて医師の診察を受け、①精神神経安定剤であるクロルプロマジン錠12.5ミリグラム28日分（1日1回、1回につき2錠）、②クロルプロマジン錠12.5ミリグラム28回分（ただし、1日1回不眠時就寝前、1回につき1錠）の処方を受けた（乙第11号証2枚目）。

- (2) 東日本センター医師は、同年12月4日、原告の希望により、前記(1)①のクロルプロマジン錠の処方を中止した(乙第11号証5枚目)。
- (3) 原告は、平成31年1月18日午後11時45分頃、入国警備官に対して、常備薬であるパンセダン(鎮静剤)の服用を求めた。
- (4) 前記(3)の申出を受けた入国警備官は、同日午後11時51分頃、3B202号室前に赴き、原告に対して、前記(1)②のクロルプロマジンの処方を受けているため、パンセダンを服用することはできない旨繰り返し説明した(乙第12号証①[01:01ないし7:28]、乙第13号証)が、原告は入国警備官の説明に納得せず、大声をあげ、扉を蹴る行為に及んだ(乙第12号証①[05:22])ため、入国警備官は、処遇規則17条の2の規定に基づき、原告に対し、同行為の中止を命じたものの、原告はこれを無視し、大声を発し続けた。
- (5) 同日午後11時58分頃、応援に駆けつけた入国警備官らが、3B202号室前で原告に対し、パンセダンの服用の可否を薬剤師に確認する旨告げたところ、原告は徐々に落ち着きを取り戻した(乙第12号証①[14:20])。
- (6) 入国警備官は、同月19日午前0時00分頃、薬剤師に連絡をして、原告の投薬の状況について説明した上、パンセダンの服用の可否を確認したところ、薬剤師から、クロルプロマジンの処方を受けている状況であればパンセダンを服用することはできない旨の回答を受けた。
- (7) 入国警備官らは、同日午前0時26分頃、3B202号室前で原告に対し、薬剤師への確認の結果、パンセダンを交付することはできない旨説明したところ、原告がこの説明に納得せずに大声で叫び続けたため、入国警備官らが同行為の中止を命じたが、原告は、同中止命令を無視して同行為を続けた(乙第12号証②[1:30ないし2:40頃])。
- (8) 入国警備官らは、同日午前0時28分頃、生活指導を行うため、3B202号室の扉を解錠した上、原告に対し、処遇室まで来るよう指示をしたものの、原告は、大声を発するなどして、これに従わなかった(乙第12号証②)

[3:18ないし4:50頃])。

このため、入国警備官らは、同日午前0時30分頃、3B202号室に入室し、原告の両腕を抱えて処遇室に連行しようとしたところ、原告は、これに抵抗し、入国警備官Aの腹部を蹴るなどの暴行に加えて、入国警備官Aが胸に付けていた識別票及び他の入国警備官が着用していた帽子を奪い、投げ捨てる行為に及んだ。

(9) 入国警備官らは、原告の身体を抱えて、処遇室へ連行した(乙第12号証② [9:40ないし10:00頃])。

(10) 入国警備官らは、同日午前0時35分頃、原告が、処遇室に連行された後も、四肢に力を入れるなどして激しく抵抗を続けたことから、原告をうつぶせに制圧し(乙第12号証③ [06:57])、同日午前0時36分、原告に対して、第一種手錠を両手後ろ手に施した(乙第12号証④ [06:12]、乙第14号証)。

(11) 東日本センター処遇部門看守責任者(以下「看守責任者」という。)は、同日午前0時43分頃、原告を床に座らせた上、原告に対し、暴行及び職務執行妨害で隔離する旨を言い渡した(乙第12号証③ [13:20及び13:57]、本件隔離)。

(12) 看守責任者ら入国警備官8名は、同日午前0時56分頃、原告を保護室に收容した(乙第12号証③ [25:55]、乙第8号証の9)。

(13) 看守責任者は、同日午前1時11分頃、原告が落ち着きを取り戻したことから、第一種手錠を解除した(乙第14号証)。

(14) 看守責任者は、同日午前9時56分頃、原告を保護室から単独室に移室した(乙第15号証)。

(15) 看守責任者は、同日、本件隔離について、東日本センター所長に報告した(乙第16号証)。

(16) 入国警備官は、同月23日午前10時5分、原告に隔離中止を言い渡し、同日午前10時14分、原告を3B202号室へ移室した(乙第17号証)。

4 原告の平成31年1月21日付け不服申出について

- (1) 原告は、平成31年1月21日、東日本センター所長に対し、処遇規則41条の2第1項の規定に基づき、本件制圧及び本件隔離に不服があるとして、不服申出書（甲2号証1ないし4枚目）を提出した（本件不服申出）。
- (2) 東日本センター所長は、事実関係を調査した上（乙第18号証）同年2月4日、本件不服申出に理由がある旨の判定をし（甲第2号証9枚目）、原告に通知した（甲第2号証8枚目、乙第19号証）。
- (3) 東日本センター所長は、同月5日、東日本センター処遇部門首席入国警備官に対し、本件不服申出に関して注意喚起をするとともに、再発防止に努めるよう指示をした（乙第20号証）。

第4 被告の主張

1 事案の概要

本件は、東日本センターに収容中の原告が、①平成31年1月19日、東日本センター入国警備官から暴行を受けた（以下「原告の主張①」という。）、②同日、入国警備官から理由なく隔離処分を受けた（以下「原告の主張②」という。）、③前記①の暴行に係る本件不服申出に対し「理由あり」と判定されたにもかかわらず、東日本センター所長が処遇規則所定の必要な措置を執らなかつた（以下「原告の主張③」という。）ことにより、精神的苦痛を受けたなどと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、161万2000円の損害賠償を請求する事案である。

2 国賠法1条1項の違法

国賠法1条1項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合には、国又は地方公共団体に賠償責任があるとして、その責任を明らかにしたものである。

そして、同項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的職務に違反することをいい（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ，最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ），公権力の行使に当たる公務員の行為が同項の適用上「違法」と評価されるためには，当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ，最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・判例時報1675号48ページ参照）。

3 東日本センターの処遇状況

(1) 収容所等においては，保安上支障がない範囲内において，できる限りの自由が与えられるべきであるとされ（入管法61条の7），東日本センターにおいても，1日に6時間30分各居室を開放し，この間，被収容者は，ホールを同じくする居室を自由に往来でき，また，ホール内では卓球等の軽スポーツができるようになっており，洗濯室に設置された電気洗濯機及び同乾燥機を利用し洗濯を自由に行うことができる。各居室にはテレビが設置されており，午前7時から午後10時まで（点呼中を除く。）自由に放送局又はビデオチャンネルを選局して視聴できるほか，読書も居室等において自由にできるようになっている。入浴については，開放時間中，毎日温水シャワーを自由に使用できる。運動については，前述のとおり，ホール内において卓球等の軽スポーツができるほか，土・日曜日及び祝日を含め毎日1回，各ブロックにつき50分の戸外運動の機会を与えている。

さらに，被収容者は，同収容場の居室内において自由に過ごすことができ，ストレッチ体操などの運動をすることについても制限はなく，自ら軽い運動を行うこともできる。所定の手続を経れば，菓子類・清涼飲料水等の飲食物を購入して居室に持ち込んで飲食することも可能であり（処遇規則35条，

36条参照)、当然のことながら、被収容者相互間の会話も自由に行うことが許されている。

- (2) また、被収容者には、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、家族等との面会も許可されるほか(処遇規則34条1項)、収容所等の保安上支障があると認められない通信文の発受(処遇規則37条)等が認められており、被収容者は、家族等と面会したり、電話、手紙等で連絡を取ることも可能である。

したがって、収容による制約も可能な限り抑制されたものとなっている。

4 入国警備官から暴行を受けたとの原告の主張に理由がないこと(原告の主張

①に対する反論)

(1) 原告の主張

原告は、要旨、入国警備官に向精神薬の交付を断られたことから大声を出したところ、入国警備官から別室での話合いを指示されたものの、原告が同指示に従わなかったため、10ないし15名の入国警備官が3B202号室に入室し、①入国警備官から原告の手首をひねられた、②入国警備官Aから右手の親指で原告のこめかみや左の顎の下を突き上げられた、③入国警備官から原告の鼻と口を10ないし15秒間塞がれた、④入国警備官Aから後ろ手で手錠がかけられた両腕を強く上に締め上げられたとの各暴行を受けた旨主張する(訴状2及び3ページ)。

(2) 本件における判断枠組み

前記第2で述べたとおり、処遇規則7条1項は、収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項を定めており、入国警備官は、収容所等の安全と秩序を維持するため、被収容者に遵守事項を遵守させるための必要な指導を行い(処遇規則7条4項)、被収容者が遵守事項に違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度でその行為を制

止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる（処遇規則17条の2）。

また、被収容者が、逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をしたり、職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害したり、自殺又は自損行為をした場合は、所長等は、期限を定めて、その者を他の被収容者から隔離することができることを規定している（処遇規則18条）。

そして、遵守事項に違反する行為を制止する場合や、隔離措置をする場合には、被収容者からの抵抗が予想されるという性質からして、入国警備官には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止・抑止するための有形力の行使が認められており、入国警備官による有形力の行使が、国賠法上の違法と評価されるか否かは、その行為が合理的に必要と判断されるものか否かによって判断されると解すべきである。

(3) 処遇室における入国警備官Aの行為が国賠法上違法とは認められないこと

ア 前記第3の3(10)で述べたとおり、原告は、処遇室に連行された後も、四肢に力を入れるなどして激しく抵抗を続けたことから、入国警備官らは原告をうつぶせに制圧し、原告に対して、第一種手錠を両手後ろ手に施したが、その際、原告が主張するような入国警備官らが原告のこめかみを右手の親指で突き上げたという事実はない。

イ もっとも、入国警備官Aが、処遇室における本件制圧時に、原告の左の顎の下を押さえた事実（乙第12号証③ [8:20ないし8:40]）及び身体の後ろで手錠をかけた状態である原告の両腕を持ち、上方向に向かって締め上げた事実（乙第12号証③ [11:40ないし12:30頃]）は認められるものの、この各行為が国賠法上違法と解することはできない。

すなわち、前記第3の3(8)ないし(10)のとおり、原告は、入国警備官Aに暴行を加えた上、本件制圧の際も、長時間にわたって四肢から力を抜かず、入国警備官の注意や説明を聞くことなく興奮して大声を発し続けて抵

抗していたのであって、このような原告の状態に鑑みれば、原告の制圧行為を解けば、原告が即座に再度の暴行に及ぶ可能性があり（そのため、入国警備官は、本件制圧時、頻繁に原告に対して力を抜くよう告げている。）、その可能性は、原告がこれまで幾度となく入国警備官の職務執行に反抗したり、暴行に及んでいたこと（乙第7号証ないし第9号証）からすれば、相当程度高いものであった。そして、被收容者の受傷を防止し、確実に制圧するためには、被收容者を脱力させ、落ち着かせることが必要であるところ、入国警備官Aが原告の左の顎の下を押さえたり、身体の後ろで手錠をかけた状態の原告の両腕を持ち、上方向に向かって締め上げた行為は、原告の抵抗する気力を削いで脱力させ、入国警備官の説諭を冷静に聞き入れさせるための行為であって、一定の合理性があったというべきである。

加えて、親指で原告の首の下を押さえた時間や両腕を締め上げた行為が長時間には及んでいないことや、原告が受傷していないこと（乙第10号証の各写真及び乙第11号証8枚目）を併せて考慮すれば、入国警備官Aの各行為が、合理的に必要と判断される限度以上のものであったとはいえない。

ウ したがって、処遇室における原告の入国警備官Aの行為が、国賠法上違法である旨の原告の主張には理由がない。

(4) 入国警備官が原告の手首をひねった事実は認められないこと

原告が入国警備官から手首をひねられたとする行為が、いつの時点における行為を指すものであるのか明らかでないが、かかる行為の存在自体、当時の映像（乙第12号証）からは認めることはできず、原告の主張には裏付けがない。

また、原告の主張を、入国警備官が入室後、一方的に原告の手首をひねったものであると解するとすれば、入国警備官はそのような行為をしていない。この点をおくとして、仮に、原告を処遇室に連行する際ないし制圧時に、原

告の手首をひねったと受け取られる行為があったとしても、原告がその身体の力を抜かずに抵抗していたことに鑑みれば、合理的に必要と判断される限度で行われたものと認められるのであって、これらの行為が国賠法上違法となる余地はない。

(5) 入国警備官が原告の鼻と口を息ができない状態で塞いだ事実は認められないこと

本件制圧時の映像を見ても、入国警備官らが、「原告の鼻と口を、息ができない状態で、10～15秒間塞いだ」（訴状3ページ）事実は確認できない。

この点、映像では、入国警備官が、原告の口付近を押さえていることが認められる（乙第12号証③ [7:30ないし7:51]）が、これは、全身に力を込めて抵抗する原告が、何らかのはずみで頭部を床に打ち付けて受傷することを防止するための行為（頭部保護）であり、原告は、その際、「首痛い」などと声を発することができており、鼻と口を塞ぎ息ができない状態になっているものではない。また、これ以外にも、入国警備官が、原告の顎付近を押さえる場面が見受けられる（乙第12号証③ [5:25ないし5:53, 8:03ないし8:17]）が、これらの行為もまた、頭部保護のためのものであって、原告の口や鼻を塞ぐことを目的とするものではない。

以上からすれば、入国警備官らが、本件制圧時、原告の鼻と口を塞いで息ができない状態という事実は認められず、原告の主張には理由がない。

(6) 小括

以上のとおり、入国警備官から暴行を受けた旨原告の主張①は、いずれも理由がない。

5 本件隔離が根拠を欠く違法なものである旨の原告の主張に理由がないこと
（原告の主張②に対する反論）

(1) 原告の主張

原告は、原告が3B202号室で入国警備官から暴行を受け、痛みに耐え

かねてもがいたのであって、入国警備官の腹を蹴るなどの暴行はしていない旨主張し、また、3B202号室から処遇室への連行には強制力がなく、これに応じなかったことを理由にした本件隔離は法的根拠を欠く違法なものである旨主張する（訴状4ページ）。

(2) 原告が入国警備官に対して暴行を加えた事実が認められること

ア 前記第3の3(8)で述べたとおり、入国警備官らは、平成31年1月19日午前0時28分頃、生活指導を行うため、3B202号室の扉を解錠した上、原告に対し、処遇室まで来るよう指示をしたものの、原告は、大声を発するなどして、これに従わなかった（乙第12号証② [3:18ないし4:50頃]）ことから、入国警備官らは、同日午前0時30分頃、3B202号室に入室し、原告の両腕を抱えて処遇室に連行しようとしたが、原告は、これに抵抗し、入国警備官Aの腹部を蹴るなどの暴行に加えて、入国警備官Aが胸に付けていた識別票及び他の入国警備官が着用していた帽子を奪い、投げ捨てる行為に及んだものである（乙第10号証3枚目）。

イ この点、原告の入国警備官に対する暴行行為は、3B202号室内で行われたものであり、映像では確認できないものの、本件制圧時以降、入国警備官Aは胸に付けていたはずの識別票がなく、また、他の入国警備官（以下「入国警備官B」という。）も帽子を被っていないことが映像上確認できる（乙第12号証③）。

仮に、原告が入国警備官Aの腹部を蹴った行為が、原告が主張するように、連行時に入国警備官によって腕を捕まれた際にもがいた結果であるとしても、入国警備官識別票や入国警備官Bの帽子を奪って投げ捨てた行為は、意図的になされた行為というほかなく、これらの事情は、原告による入国警備官に対する暴行の存在を裏付けるものである。

以上のとおり、原告の入国警備官に対して暴行はしていないとの主張は理由がない。

(3) 入国警備官が、有形力を行使して原告を処遇室へ連行したことは、処遇規則上の根拠があること

ア 前記第2でも述べたとおり、処遇規則7条1項は、収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項を定め、入国警備官は、収容所等の安全と秩序を維持するため、被収容者に遵守事項を遵守させるための必要な指導を行い（処遇規則7条4項）、被収容者が遵守事項に違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度でその行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる（処遇規則17条の2）と定められている。

また、被収容者が、逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をしたり、職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害したり、自殺又は自損行為をした場合は、所長等は、期限を定めて、その者を他の被収容者から隔離することができることを規定している（処遇規則18条）。

そして、遵守事項に違反する行為を制止する場合や、隔離措置をする場合は、被収容者からの抵抗が予想されるという性質からして、入国警備官には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止・抑止するための有形力の行使が認められるものと解される。

イ これを本件についてみるに、原告は、平成31年1月18日午後11時55分頃から翌19日午前0時4分頃にかけて、入国警備官の中止命令を無視して常備薬の服用を求めて大声で自己主張を繰り返すなどし続け、また、居室扉を蹴る行為に及んでおり（乙第12号証① [4:20頃ないし14:00頃]）、かかる原告の行為は、他の被収容者の安眠を妨害するもので、「他人に対する迷惑行為」（処遇規則7条1項4号）に該当するとともに、居室扉を蹴る行為は、「収容所の設備、器具その他の物を損壊」（処遇規則7条1項5号）に該当し得る行為である。

原告が大声を出し続けて居室扉を蹴る行為に及ぶなど迷惑行為に及び、中止命令にも従わなかったことから、入国警備官は、原告にその行為をやめさせ、説諭するなどして落ち着かせて生活指導を行うために、原告の両腕を抱えるなどして処遇室に連行したものであるが、同行為は、処遇規則17条の2が規定する「合理的に必要と判断される限度でその行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置」であり、処遇規則上の制止等の措置を執ったものである。

そして、原告は、処遇室へ連行しようとした入国警備官に対し、四肢に力を入れるなどして激しく抵抗するとともに、入国警備官Aの腹部を足で蹴る暴行に及んだほか、入国警備官Aの識別票を活動服から奪い取り、また、入国警備官Bの帽子を投げ捨てる行為に及んだもの（乙第10号証）であり、同行為は、入国警備官の正当な職務執行の妨害（処遇規則7条1項8号）に該当する。

ウ このように、入国警備官の一連の行為は、処遇規則に基づく正当なものであり、原告の主張②には理由がない。

6 本件不服申出に対する措置に係る原告の主張に理由がないこと（原告の主張③に対する反論）

(1) 原告の主張

原告は、本件不服申出に対し、東日本センター所長が「理由あり」と判定したにもかかわらず、東日本センター所長が、処遇規則41条の4の規定に基づき必要な措置をとらなかったことは、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（以下「拷問禁止条約」という。）16条等に違反し、違法である旨主張する（訴状6及び7ページ）。

(2) 東日本センター所長が「必要な措置」をとっていること

ア 前記第3の4のとおり、東日本センター所長は、平成31年2月5日、東日本センター処遇部門首席入国警備官に対し、本件不服申出に関して注

意喚起をするとともに、再発防止に努めるよう指示をした（乙第20号証）。

イ この点に関し、原告は、本件不服申出に係る「理由あり」の判定結果を伝えた東日本センター総務課職員が、入国警備官Aを含む2名の入国警備官が「ここからいなくなった」と述べた旨主張する（訴状5ページ）が、そもそも、当該総務課職員が、原告に対してそのような発言をした事実はなく、「必要な措置」としてどのような措置を講ずるかは、東日本センター所長の裁量に委ねられているというべきであり、原告の求める措置を執らないことが違法であるとする原告の主張③には理由がない。

第5 結語

以上のとおり、原告の主張にはいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上